



# 令和4年度 多面的機能支払交付金事業説明会

日時：令和4年10月7日（金）13：30～

会場：福島市市民会館2階 第2ホール

主催：福島市役所農林整備課



# 説明事項

- ・田んぼダムに関する事(P3～P6)

- ＞田んぼダムの推進について
- ＞田んぼダム機能検証事業
- ＞田んぼダムと多面的機能支払交付金

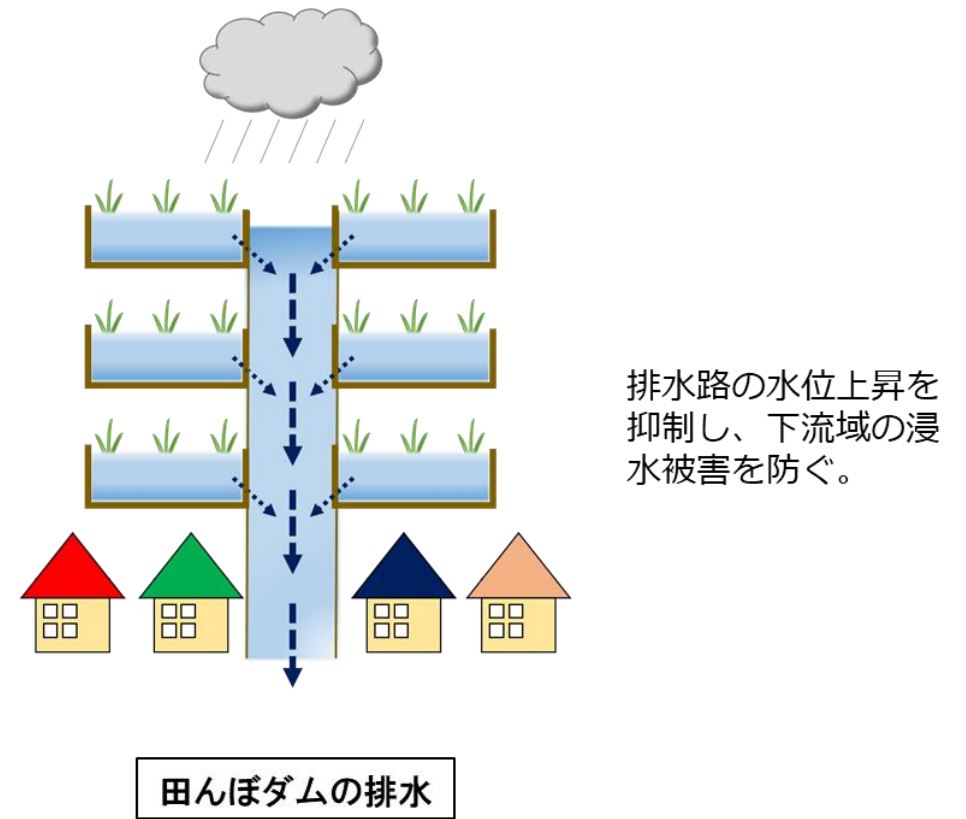
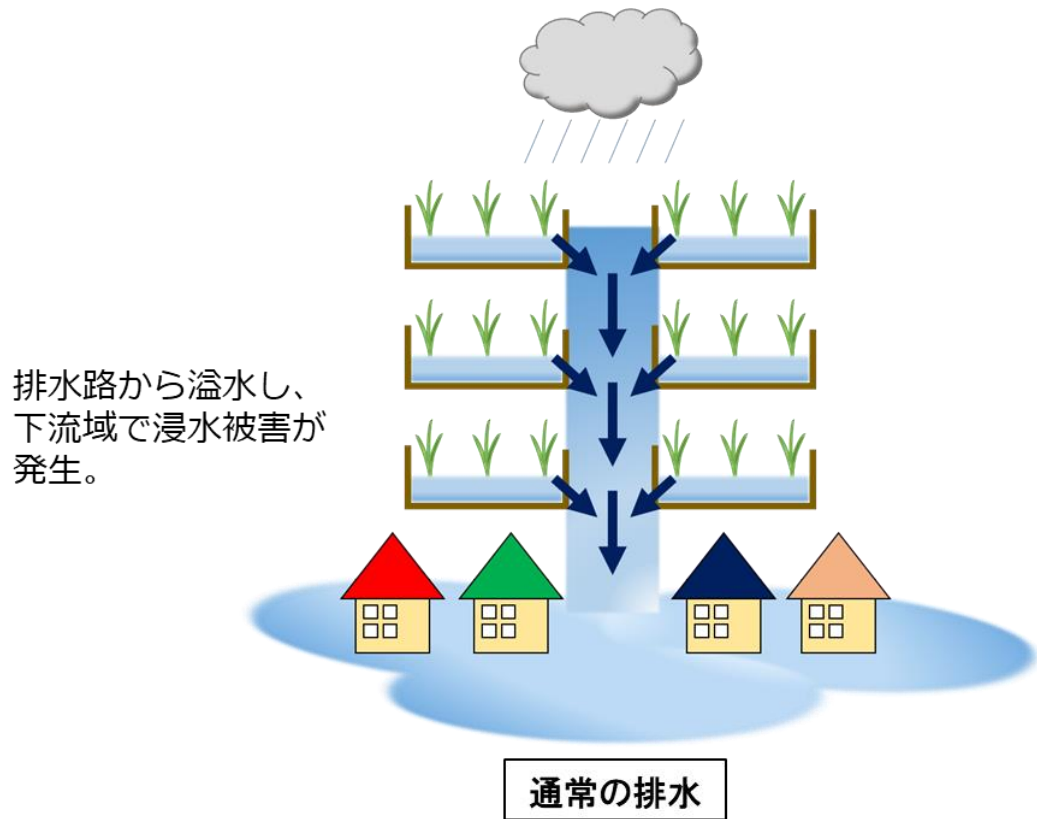
- ・多面的機能支払交付金に関する事(P7～P12)

- ＞電子化について
- ＞総会の実施方法について
- ＞交付金の返還について
- ＞事故防止の徹底について

# 田んぼダムの推進について

## 田んぼダムとは？

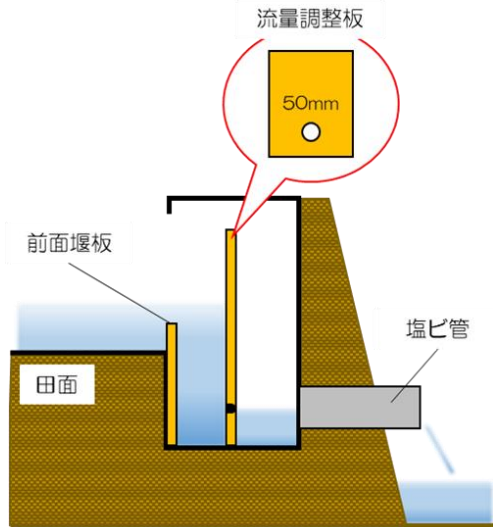
水田が持つ雨水貯留機能を活用し、大雨時に水田からの流出量を抑制することで、下流域における浸水被害の軽減を図る取組みのことです。



# 田んぼダムの推進について

## 田んぼダムのしくみ

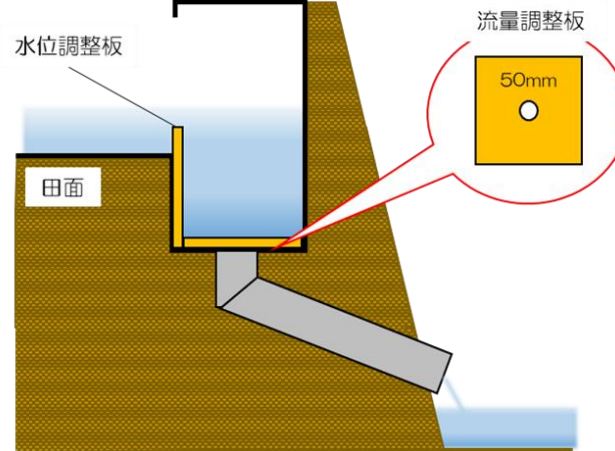
立板式



排水柵の角落しに通常の排水口径より小さい、50mm程度の穴が空いた流量調整板を取り付け、水田からの排水を抑制する。

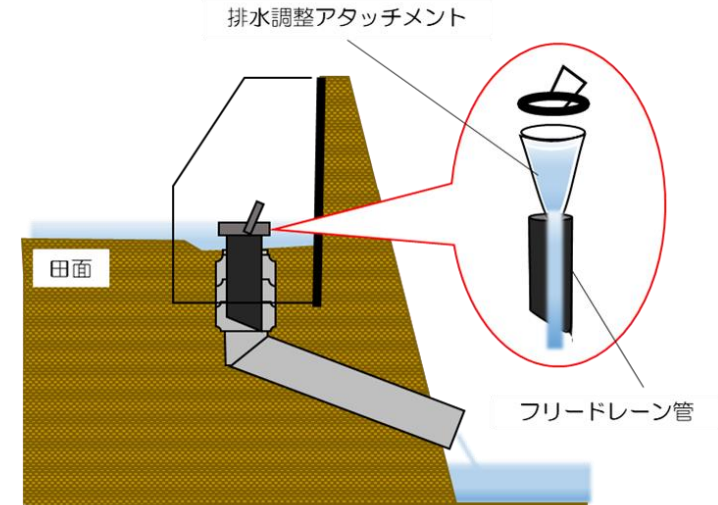
排水に落水柵を利用していない場合や、角落しがついていない場合は、既存の田んぼダム用排水柵を設置する。

落蓋式



排水柵の底に、通常の排水口径より小さい、50mm程度の穴が空いた流量調整板を取り付け、水田からの排水を抑制する。

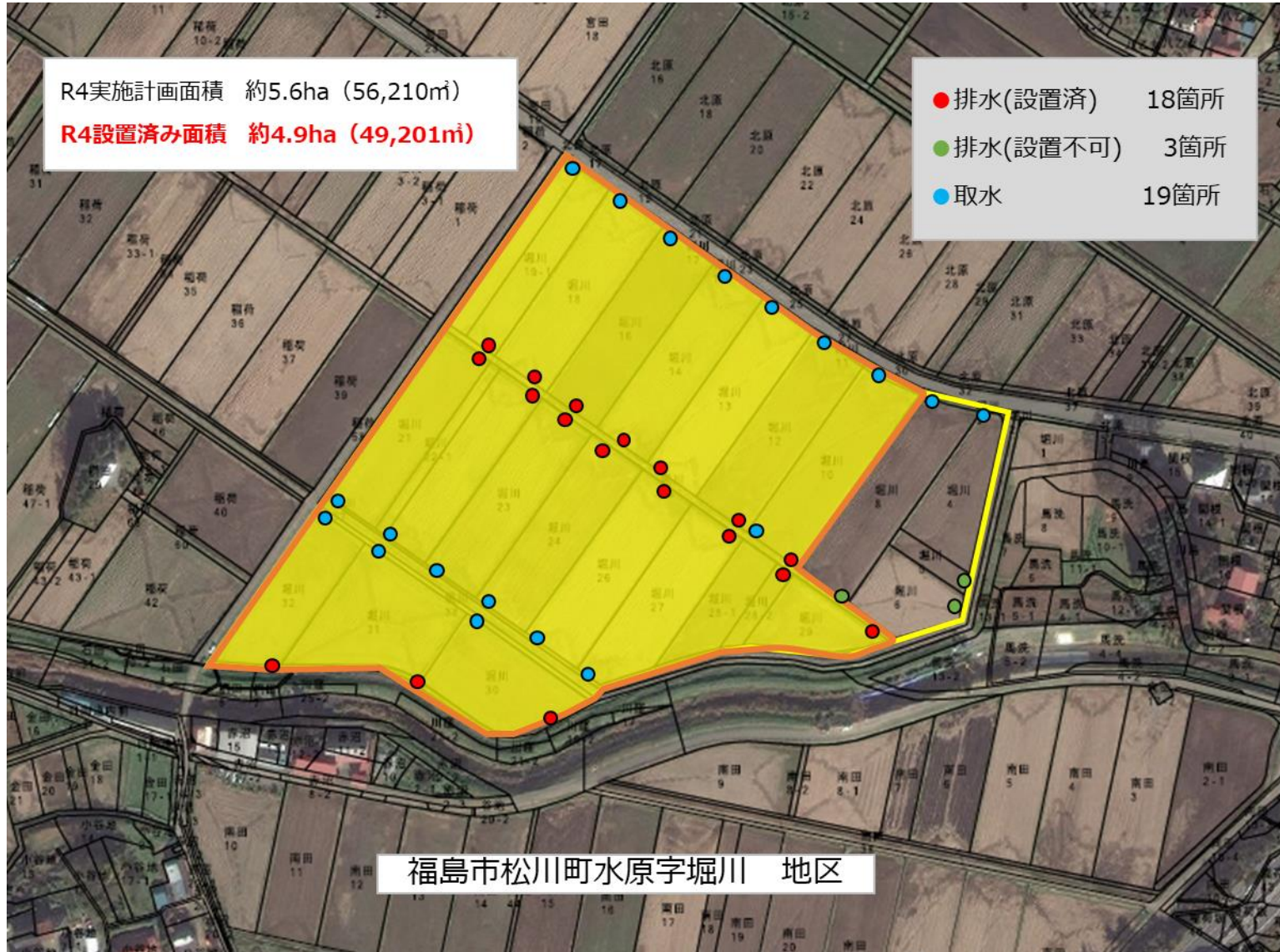
フリードレーン式



フリードレーン管に田んぼダム用のアタッチメントを取付け、水田からの排水を抑制する。



# 田んぼダム機能検証事業



## 【事業内容】

- ・排水柵及び水位計の設置
- ・県雨量計データに基づく解析、効果検証
- ・田んぼダム実施者アンケート



排水柵設置状況



水位計設置状況



福島市役所HP(田んぼダムについて)

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/norurin-shisetsu/shigoto/noringyo/tannbodamu/tannbodamu.html>



# 田んぼダムと多面的機能支払交付金

## 多面的機能支払交付金の活用

事業計画期間中に、資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上で田んぼダムに取り組むことで加算措置が得られます。

(活動項目)

「48水田の貯留機能向上の活動」または  
「55防災・減災力の強化」

(対象活動)

- ・畦畔の畦塗
- ・田んぼダム用排水柵の設置
- ・田んぼダム用排水柵の維持管理
- ・田んぼダムの広報等

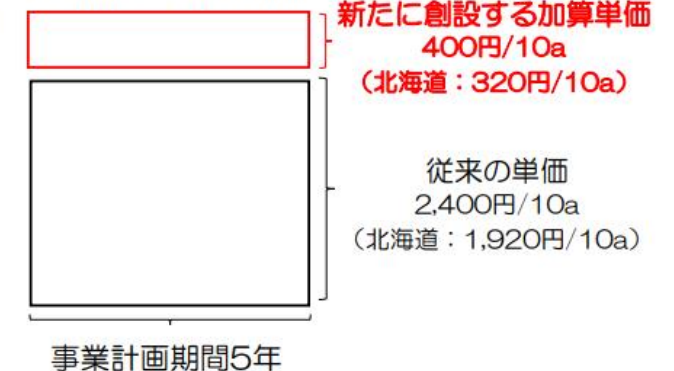
### 加算単価

資源向上支払(共同)の加算単価(円/10a)

	都府県	北海道
田	400	320

※ 本支払の活動を5年以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額とする。

資源向上支払(共同)



注1) 加算対象面積は、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体です。  
注2) 要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。



# 電子化について

## 電子化でできること

・電子メールで通知を受信する※通知受信を希望する場合は、以下によりお申込みください。

①農林整備課([nourin@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:nourin@mail.city.fukushima.fukushima.jp))宛てでメールを作成。

②件名に「**申込メール**」と入力する。

③本文に、**組織名**と**メール送信者名**を入力し、送信する。

④内容を確認し、農林整備課から受付完了メールを送信します。

宛先	<a href="mailto:nourin@mail.city.fukushima.fukushima.jp">nourin@mail.city.fukushima.fukushima.jp</a> ①
CC	
BCC	
件名	(多面的)申込メール ②
1.組織名	③
2.送信者名	

・日時を気にせず回答・提出

電子メールのほか、“かんたん申請”を利用できます。

・中間検査、実績検査の一部報告書類を電子データで提出する

領収書整理帳を除くすべての書類をデータでご提出いただけます。

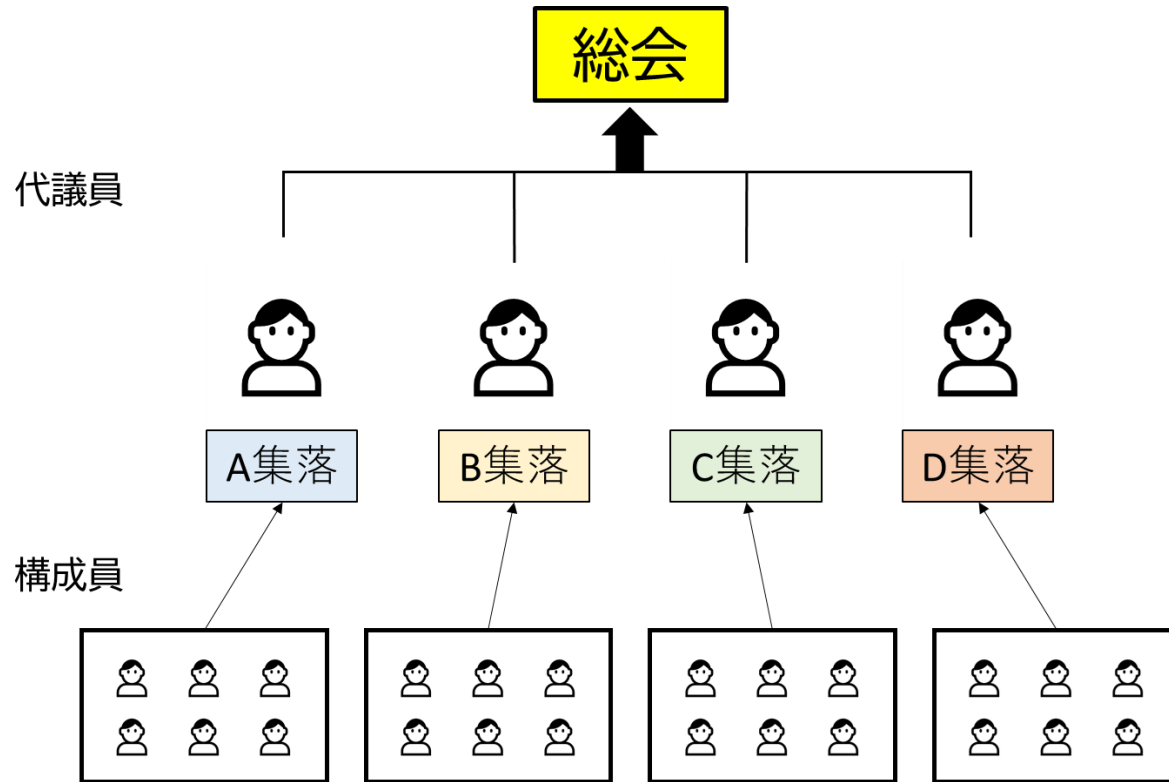
(※福島市の情報セキュリティの都合上、提出媒体はCDとします。)



# 総会の実施方法について

代議員制を採用できます。

## (1) 代議員制のイメージ



## (2) 代議員制の留意事項

- ・総会で構成員によく説明したうえで、代議員の人数や選出方法を規約に定める。
- ・構成団体については、団体の代表者が総会に出席する。
- ・代議員の委任状による出席は認められない。
- ・代議員以外の構成員の意見が埋もれないよう工夫が必要。
- ・総会の決定事項については、必ず代議員以外の構成員にも周知する。



# 交付金の返還について

交付金は以下の場合に返還する必要があります。

- ・対象農用地が適切に保全管理されていないと認められた場合。
- ・事業計画に位置付けられた水路、農道等の施設が適切に保全管理されていないと認められた場合。
- ・地域資源保全管理構想が作成されなかった場合。
- ・対象農用地が転用等により減少した場合。
- ・事業計画書の作成および認定の誤りによって交付金の過大交付が生じた場合。
- ・活動組織を解散した場合。
- ・**長寿命化交付金の取組み最終年度(3年目)において、交付金の残高がある場合。**  
**(※預金によって発生した利息も返還対象となります。)**

返還金額の確定処理(県⇔市)と納入手続き(組織⇔市)は、9月頃です。  
預金利息は前半年の預金額に応じて通常2月と8月に2度付与されるため、年度末までに残高を0にした場合でも、利息の付与および利息分の返還手続きが生じる可能性があります。

# 交付金の返還について

利息分の返還手続きをなくす為に、交付金管理口座の**無利息型**移行を推奨します。  
(※無利息型は名の通り、利息が付与されない預金口座のことです。)

銀行名	商品名	口座番号 変更	手数料	必要物		
				通帳	登録印鑑	身分 証明書
ふくしま未来農業協同組合	普通貯金無利息型<決済用>	なし	なし	○	○	○
東邦銀行	普通預金無利息型	なし	なし	○	○	○
福島信用金庫	決済用普通預金	なし	なし	○	○	○
福島銀行	決済用普通預金口座	なし	なし	○	○	○

※口座切替手続きの際に収入印紙(200円)が必要となる場合があります。詳しくは各銀行へお問い合わせください。

※令和4年度以降も長寿命化交付金の取組みを継続する組織については、今年度限り利息分を返還対象としておりません。



# 事故発生防止の徹底について

県北管内の発生状況は0件ですが、、

令和4年度に入り、福島県内でも痛ましい事故が既に10件発生しています。(別紙)事故発生状況の通り。

事例報告によると、**作業に慣れた場所(いつも草刈や泥上げをする場所)での事故も多く発生**しています。作業現場の事前確認や、事故発生事例を基にした組織内周知など、**事故発生防止の徹底**をお願いします。

福島市HPで過去の事故発生状況や事前確認事項・安全確認のしおり等を掲載しています。資料はインターネットからダウンロード可能ですので是非組織内で活用をお願いします。(資料をダウンロードできない場合は農林整備課へお問い合わせください。)



<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/norurin-shisetsu/jikoboushi.html>

農林水産省HPでは、事故防止の取組について掲載されています。

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/)



# 事故発生防止の徹底について

別紙

令和4年度 多面的機能支払共同活動における事故発生状況

福島県農村振興課

番号	管内	発生年月日	対象施設	活動内容	被災者	男・女	保険加入	事故の状況	
								被災区分	事故の概要
1	県南	R4.4.3(日)	水路	水路付帯施設の保守管理	50代	男性	有	損傷	・ 柵の泥上げ、堰板調整（はめ込み）作業を行っていた際、足元を滑らせ、深度約2メートルある湛水樹内に落下し、右足大腿と膝を痛めた。 ・ 右足の靭帯損傷と肉離れに因り、ギブス使用を含め全治1ヵ月と診断された。
2	会津	R4.5.4(水)	水路	水路の軽微な補修	70代	男性	有	裂傷	・ 水路分水用の堰板を制作するため、軍手を付け、電動ノコギリ台で作業していた。作業終了後、台に残った切り屑を手で払うため、右手を回転している刃に近づけたところ、体勢を崩し右手親指付け根から小指付け根にかけて切創を負った。 ・ 全治2か月の見込みと診断されたが、親指と小指に障害が残る可能性あり。
3	会津	R4.6.19(日)	農道	草刈	50代	男性	有	損傷	自走式草刈機で草刈り中に石が刃に接触し、飛んできて足にあたって打撲した。
4	会津	R4.7.10(日)	水門	草刈 支障木の伐採	60代	男性	有	損傷	・ 水門の草刈り作業時に手をハチに刺された。
5	相双	R4.7.10(日)	水路	草刈（竹伐採）	50代	男性	有	裂傷	・ 水路の草刈（竹伐採）作業時、なにかにつまづき誤って水路に転落した際、右手に持っていた鋸が左手に当たり、左手親指と人差し指の間を損傷した。
6	南会津	R4.7.31(日)	農用地	鳥獣害対策	50代	男性	有	損傷	・ 鳥獣害対策メッシュ柵設置を行っていたところ、屈んだ際に誤って右ひさをメッシュ柵に突端に強打し、負傷した。
7	県中	R4.8.7(日)	農道水路	草刈・植栽	60代	男性	有	骨折	・ 自走式の草刈り機の刈刃の高さを調整する際にバランスをくずしてハンドルに右肩を強打し、骨折した。
8	南会津	R4.8.7(日)	農用地	鳥獣害対策	70代	男性	有	裂傷	・ 電気柵のメッシュ柵設置作業で、メッシュ柵に左手小指が接触し、7針を縫うケガをした。
9	会津	R4.8.21(日)	水路	草刈	60代	男性	有	骨折	・ 草刈作業時、水路法面で足が滑り、深さ2mの水路に転落して骨折した。作業前まで雨が降っていた。
10	南会津	R4.8.7(日)	農用地	草刈	60代	男性	有	損傷	・ 斜面の草刈作業中に足を滑らせ転倒、ひざの靭帯を損傷した。



# 多面的機能支払交付金

高めよう 地域協働の力!

福島県県北農林事務所 農村整備部 農地計画課

# 多面的機能支払交付金制度は

日本の国益・国土を維持・発展させ  
地域社会の環境を守る最も重要な制度です!

皆さんと共に堅持していきましょう!



# 農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る対策

- 平成19年度から、農地・水・環境保全対策
- 平成23年度から、農地・水保全管理支払へ移行
- 平成26年度からは、「日本型直接支払」の多面的機能支払として現在まで実施

# 福島県の農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

### 県北地方

法第五条(基本方針)

(現況)

県北地方は、県の北部に位置し、阿武高地と奥羽山脈に挟まれた盆地の内陸性気候を活かして、北部地域では、果樹や野菜を主体とした都市的・平地農業地域を展開している。

特に、もも、りんご、なし、ぶどう等は福島市、伊達市及び伊達郡を中心に栽培され、全国有数の産地として形成されている。

南部地域では、水稲を中心とした平地農業地域、東部地域では畜産を主体とする中山間農業地域がそれぞれ展開している。

今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、**人・農地プラン**に位置づけされた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の土地改良施設を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また中山間地域では、平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要とされている。

さらに、本地方は、自然環境が豊かな地域であり、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

## 目標

現況を踏まえ、本地方では、「ふくしま農林水産業新生プラン」に掲げる「くだもの王国の発展と環境と共生する農林業を育む里づくり」の実現に資するため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。



### 第3条(定義)

第3項 この法律において「多面的機能発揮促進事業」とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者の組織する団体その他の農林水産省令で定める者(以下「農業者団体等」という。)が実施する事業であって、次に掲げるものをいう。

第1号 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設(これらの施設と一体的に管理ことが適当なものとして農林水産省令で定める土地を含む。以下同じ。)の管理に関する事業であって、次に掲げる活動のいずれかを行うもの **【多面的機能支払】**

- イ 当該施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動であって、農林水産省令で定めるもの (農地維持支払)
- ロ 当該施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動であって、農林水産省令で定めるもの (資源向上支払)

第2号 中山間地域等(食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第35条第1項に規定する中山間地域等をいう。)における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業

第3号 自然環境の保全に資する農業の生産方式として農林水産省令で定めるものを導入した農業生産活動の実施を推進する事業

# 令和4年度の県北管内の実施状況

市町村名	農地維持支払		資源向上支払(共同)		資源向上支払(長寿命化)	
	地区数	増減	地区数	増減	地区数	増減
福島市	48	0	38	1	31	1
二本松市	61	3	39	0	3	-3
伊達市	19	0	17	0	5	2
本宮市	19	1	18	0	8	1
桑折町	2	0	1	0	0	0
国見町	1	1	1	0	0	0
川俣町	2	0	1	0	0	0
大玉村	2	-4	2	-4	0	-1
県北計	154	-2	117	-3	47	0

## ◇経営体の種類◇

高度経営体	○経営農用地4ha以上の環境規範を遵守する認定農業者 ○経営規模7ha以上の特定農業団体 ○その他市町村長が特に認める担い手 ほか
特定高度経営体	○経営農用地10ha以上の認定農業者 ○経営農用地25ha以上の法人、特定農業団体(一戸一法人を除く) ほか
中心経営体	○人・農地プランに位置づけられる今後地域を支える「地域の中心経営体」 ほか

ハード事業(農地整備事業)を通じて確保された生産性の高い農地を、高度経営体、特定高度経営体、中心経営体へ一定以上集積することを促進するため、集積向上率や農地集積率等に応じて促進費を交付し、支援する事業がソフト事業(福島県経営体育成促進事業)として取り組むこととなります。

### 農地耕作条件改善事業の場合

#### 定額助成

人・農地プランに位置付けられた中心経営体に面的集積する農地については、定額助成単価が2割加算されます。

#### 定率助成

農業者の費用負担に対し、担い手への農地集積・集約率に応じて協力金を交付することにより、未整備農地の整備と担い手への集積・集約化を推進する。

#### 【交付要件】

全ての事業対象農地について、①農地中間管理権を15年以上設定、②人・農地プランを実質化、③目標年度までに担い手に集積・集約することなどが要件化されています。



## 多面的機能支払について 過去に県北農林事務所が実施した説明

令和元年度……………協定の広域化

令和2年度……………活動継続の課題、交付金の適正利用、活動時の安全対策

令和3年度……………田んぼダムについて

令和4年度……………人・農地プランとの関わり等

# 最後に!



## <意味>

中央の多面体は農業・農村の有する多面的機能を体現し、それを囲む両手は多面的機能支払の地域共同活動の手でそれを守っている様子を表しています。

また、中央の多面体の各色は、それぞれ以下のとおり多面的機能支払の活動で守っている農地・

水の情景を表しています。地域の農作物や地域資源に合わせて、多様に解釈してください。

緑色：稲や野菜、牧草が育っているようす

茶色：田植え前の田んぼや種まき前の畑

水色：田畑をうるおす水

薄茶色：稲や麦の実り

桃色：みんなの協働の心

農林水産省多面的機能支払推進室

# 人・農地プラン法定化 関連資料

地域計画の策定に向けて

2022年10月7日 福島市役所 農業企画課



## 人・農地プランの実質化

地域の話合いを再活性化して、「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか」、「誰に農地を集約・集積化していくのか」について、地域の話合いのプロセスを一つ一つステップを踏んで、決めていく取組

### 1 アンケートの実施

農業者(耕作者又は地権者)の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認。

### 2 現状把握

アンケートの結果を地図化し、5年～10年後に後継者がいない農地の面積を「見える化」し、話合いの場で活用する。

### 3 将来方針の作成

農業者・市・農業委員会・JA・土地改良区等の関係者が徹底した話合いを行い、5年～10年後の農地利用を担う経営体(中心経営体)の在り方を原則集落ごとに決めていく。

工程表作成7地区中6地区で実質化を完了。

整理番号	集落名	アンケート	地図	話し合い	実質化見込	状況
1	庭坂	○	○	○	R3完了	中山間集落協定のみなしにより実質化。
2	上名倉	○	○	○	R2完了	R2年度実質化済。
3	佐原	○	○	○	R3完了	中山間集落協定のみなしにより実質化。
4	金谷川	○	○	○	R3完了	農作業受託組合の設立により実質化。
5	沼袋	○	○	○	R3完了	中山間集落協定のみなしにより実質化。
6	水原	×	○	○	R3完了	中山間集落協定のみなしにより実質化。
7	平野	○	×	×	未定	アンケート実施。

# 地域計画の策定

## 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

(令和4年5月27日公布・令和5年4月1日施行予定)

### →人・農地プランの法定化

#### 地域計画の目的

5年先、10年先の地域の農業を誰が、どのように守っていくことになるか。後継者がいない農地は耕作されず、荒れてしまうかもしれない。農業を地域として次の世代へ引き継ぐためには、将来の地域農業の在り方を考えていく必要がある。

→地域計画を策定し、関係機関が地域の取組を支援していく。

#### 地域計画の策定の流れ

1 協議の場の設置

2 話合いの実施

3 地域計画・目標地図の策定

施行期日から2年を経過する日  
(令和7年3月)までの間に策定

令和4年度  
(準備・周知期間)

令和5年4月

令和7年3月



# 集積・集約化を図る農地、集積・集約が困難な農地

## 集積・集約化を図る農地



### 協議の場

将来の地域農業の在り方について、話し合う。

- ・地域農業の現状や課題
- ・農業者や農地所有者の意向
- ・将来の担い手
- ・集落営農組織の設置
- ・農用地の集積、集約化
- ・農用地の大区画化

### 地域計画

地域農業の在り方について、目標を定める。

- ・農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

地域計画の実現に向けて、関係機関が連携しながら、地域一体となり取り組む。

「守るべき農地」  
「そうでない農地」  
の区域を整理



地域の農地利用について  
一体的に話し合う

## 集積・集約が困難な農地

### 農山漁村活性化法(※)による「活性化計画」

※人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、地方公共団体が作成する活性化計画に係る制度を創設するとともに、当該計画の実施のための交付金を交付する措置等を講ずる趣旨の法律。



【蜜源作物】



【ビオトープ】

### <粗放的な利用による保全>

- ・放牧  
(ex:一関市のヒツジ、熊本県畜産協会の牛・馬)
- ・蜜源・景観作物
- ・エネルギー作物  
(ex:栃木県さくら市温泉のバイオマス燃料)

### <農業生産の再開が容易な土地として利用>

- ・ビオトープなど

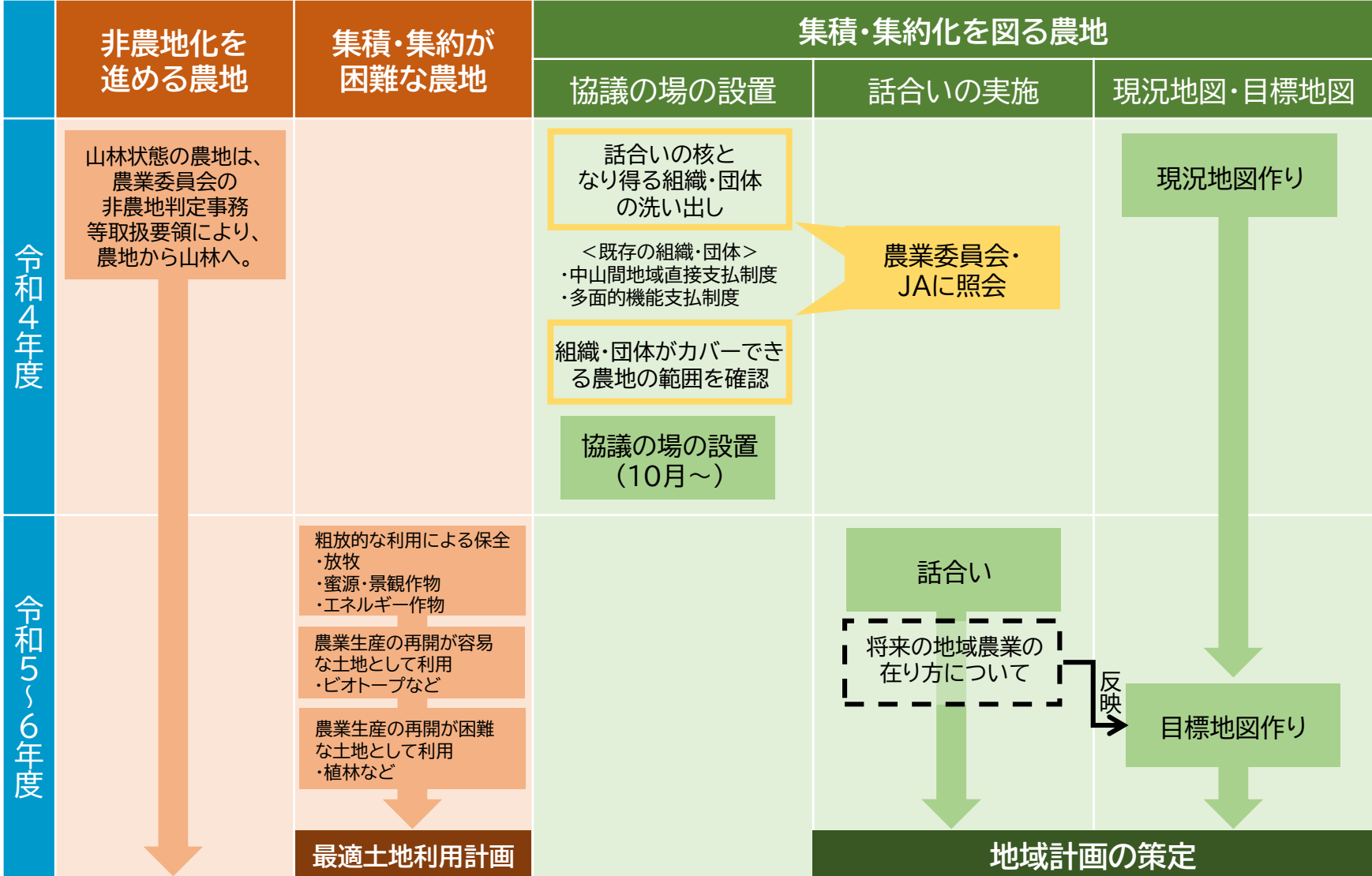
### <農業生産の再開が困難な土地として利用>

- ・植林など

事業実施主体:

市・農地中間管理機構・土地改良区・地域協議会など

# 福島市としての取り組み



必要に応じて、地域の土地改良事業の計画で定めた農地の大区画化等を踏まえた計画にしていく。

# 令和4年度多面的機能支払交付金 活動組織間意見交換会

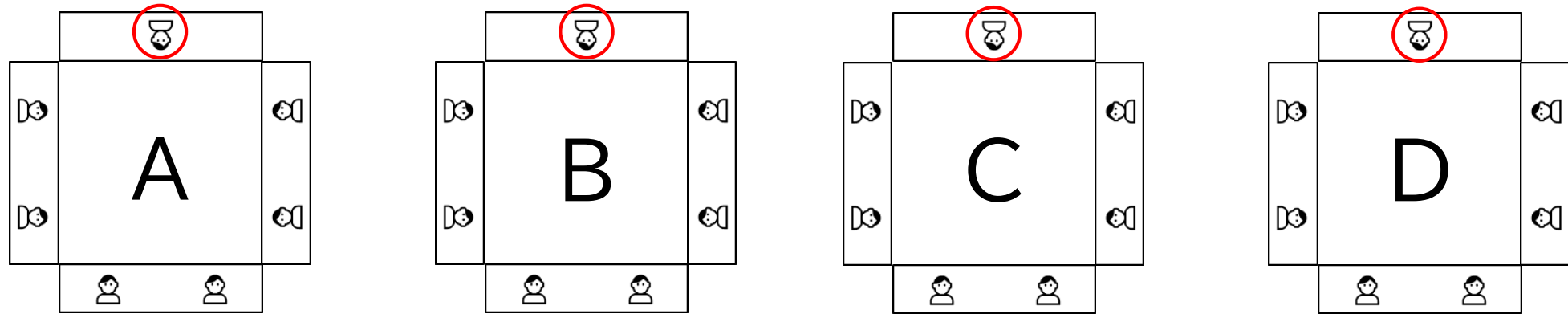
**日時: 令和4年10月7日(金) 15:00~**

**会場: 福島市市民会館2階 第2ホール**

**担当: 福島市役所農林整備課**



# 意見交換の進め方



- ・A～Dの4グループに分かれる。(1グループ6名)
- ・グループ分けは出席者名簿に記載のグループの通り。
- ・各グループに農林整備課職員1名が参加し、意見交換会を進行します。

# 意見交換のテーマ

25分

## 1. 多面的で苦勞したこと～私の話を聞いてください～

普段から負担の多い事務処理をしている人にしか分からない苦勞話や、共同活動への人手不足等の組織の課題を共有します。

25分

## 2. 自組織PR～うちの組織ではこんな事をしています！～

多面的交付金を活用してどんな活動をしているのか。また、他の組織に自慢できる点を是非共有してください！  
他の組織の良い活動は是非参考にしてください！

# その他

- ・各グループで出た意見を全体で発表はしません。
- ・各グループで出た意見や組織の取組みは、農林整備課職員が取りまとめ、後日郵送します。
- ・今後の組織をまたいだ共同活動や独自の意見交換等はどんどん実施していただいて構いません。